

平成23年7月26日

担当課	土木部河川課
内線	3086
直通	095-823-3280
担当者	川内・三根・松本

石木ダム、及び浦上ダムの対応方針について

○対応方針

川棚川河川総合開発事業（施設名：石木ダム）：事業継続

長崎水害緊急ダム事業（施設名：浦上ダム）：事業継続

○対応方針の決定理由

国から示された「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、石木ダム、及び浦上ダムについては、関係地方公共団体からなる検討の場を設置し、複数の治水、利水対策の代替案について検討がなされた。検討過程においては、パブリックコメントを実施し、関係住民説明会を行うと共に、学識経験者等からの意見聴取を行い、その結果、現行ダム案がコスト等の面から他の代替案より優位であるとの意見集約がなされた。

さらに、長崎県公共事業評価監視委員会からも、ダム事業の継続を認めるとの意見書が提出された。

また、石木ダムについては、6月議会において石木ダムの建設推進に関する決議がなされた。

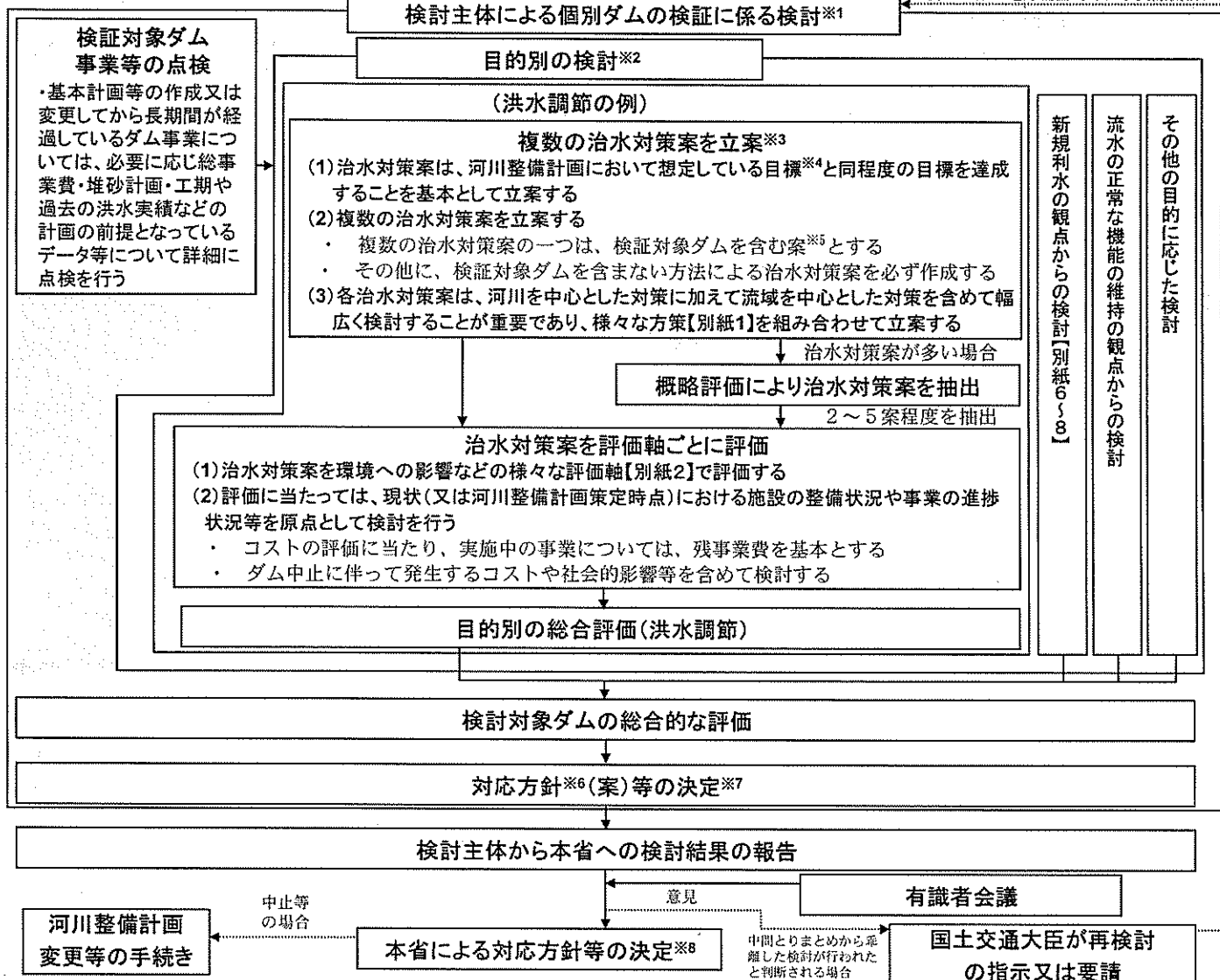
以上、これまでの検討結果を総合的に判断し、代替案と比較して現行計画案（ダム案）が優位であると評価し、県としては、石木ダム、及び浦上ダムについて、対応方針を事業継続と決定した。

○今後の予定

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、速やかに、国土交通省に、九州地方整備局を經由して、検討結果を報告する。

国土交通大臣から示された個別ダム検証に係る検討の流れ

検討主体：地方整備局等、水資源機構、都道府県



【検証進め方のポイント】
 検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図ることが重要であり、検討主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2(河川整備計画)等に準じて③を行う進め方で検討を行う。

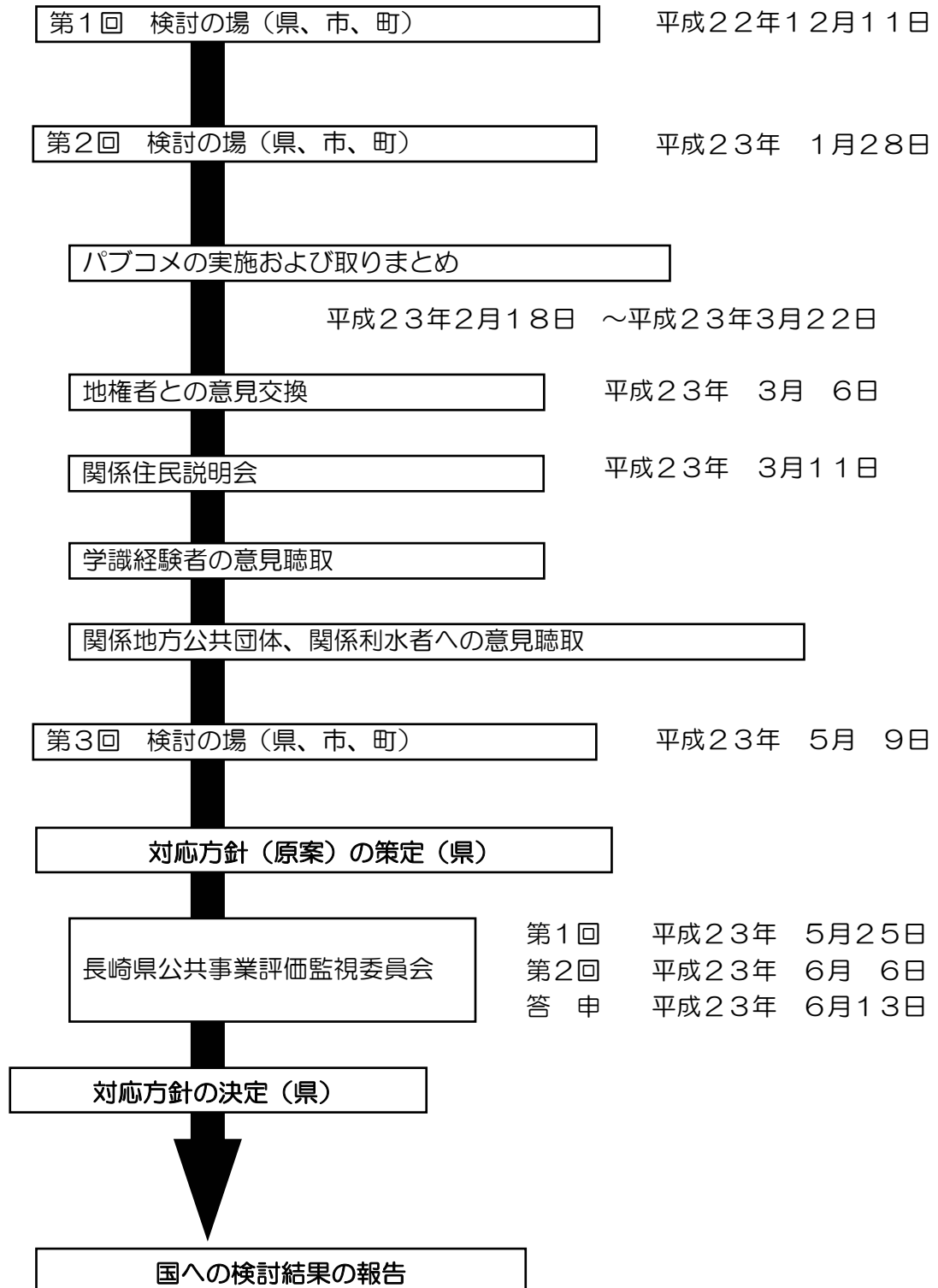
- ①「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める※9
- ②検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う
- ③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く

検証主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)を決定する※7。

※1 検討に当たっては流域及び河川の概要(流域の地形・地質・土地利用等の状況、特徴的な治水の歴史、河川の現状と課題、現行の治水計画、利水計画)、検証対象ダム事業の概要(目的、経緯、進捗状況等)について整理しておくことが重要である。
 ※2 目的別の検討に当たっては、必要に応じて、相互に情報の共有を図りつつ検討することが重要である。
 ※3 河川整備計画は当該検証対象ダムを含めて様々な方策の組合せで構成されるものであり、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の安全度を達成するために、当該ダムに代替する効果を有する方策の組合せの案を検討することを基本とする。

※4 一般河川のうち国土交通大臣が管理する区間においては、戦後最大洪水又は超過確率年が「数十年」程度の洪水としている場合が多い。
 ※5 河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。
 ※6 事業の継続の方針(必要に応じて事業方法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。)又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。)をいう。
 ※7 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針(案)の決定」、補助ダムの場合は「対応方針の決定」。
 ※8 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針の決定」、補助ダムの場合は「補助金交付等に係る対応方針の決定」。
 ※9 関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じて代表者を選定するなどの工夫をする。

石木ダム検証の経緯



浦上ダム検証の経緯

